

総会開催の実務

1. NPO法人の総会

(1) 通常総会と臨時総会

NPO法人の社員総会は、団体の最高意思決定機関です。通常総会と臨時総会の2種類があります。

通常総会	少なくとも年1回は開かなければなりません。通常総会を省略することはできません。開催の時期について法では特に定められていませんが、通常は所轄庁に提出する事業報告書等の報告や承認のため、事業年度終了後2か月以内に開かれることが一般的です。通常総会は、社員が法人業務に対して直接意思決定に参画できるもので極めて重要です。
臨時総会	理事会が必要であると認めたとき、定款で規定した以上の社員から開催請求があったとき、監事が招集したときに、臨時で開催される総会のことです。

(2) みなし社員総会決議

「みなし社員総会決議」(以下、「みなし総会」と呼びます。)とは、実際に総会を開催せずに議決を取る総会のことを言います(NPO法14条の9)。法人の機動的な運営を促進するという観点から、正会員全員が書面または電磁的記録により、同意の意思表示を示した場合、議決することができます。1人でも反対があった場合は、議決できませんので、注意が必要です。「みなし総会」をうまく利用することで、議決するためにわざわざ集まることもなく、スムーズな運営をすることができます。

「みなし総会」は、議決があったものとみなされるだけで実際には開催されていませんので、「議長」もいませんし「出席した」という概念もありません。「みなし総会」をする場合は、定款に「みなし総会」開催に関する規定が必要です。

(3) 総会の権能

総会の権能とは、総会が何を決める機関なのか、総会が行使する能力のことを言います。総会の権能は、それぞれの法人において定款上に規定しています(43 ページ参照)。定款において、総会議決事項としている内容を理事会等の他機関で議決することはできませんので、定款をよく確認しておきましょう。

NPO法においては、特に次の3つの事項については、総会でしか議決することができません。

- 定款の変更
- 解散
- 合併

2. 総会開催の実務

(1) 総会開催の流れ

- ① 総会で議事とする内容を決め、総会開催(日時・場所等)を、全社員(正会員)へ通知します。

総会の招集は最低5日前までに行わなければなりません(NPO法第14条の4)。定款で別に定めている場合は定款に従わなければなりません。議決する事項を明らかにした資料をあらかじめ送付しておきましょう。また、欠席の場合は、委任状を提出してもらうようにしましょう。

- ② 定款にもとづき、総会の成立(定足数)の確認を行います。

定款で総会が成立する出席者数(定足数)が決められています。定足数には、委任状による書面表決者の数を入れることができます。定款の規定上の定足数が足りているかどうか確認しましょう。

- ③ 議事内容に即して総会を開催します。

総会に出席した個人から、議長と議事録署名人を選出します。選出の方法は特に法では定められていませ

ん。定款上に何らかの規定がある場合はその規定に従って開催しましょう。

④ 議事録を作成し、議事録署名人と議長の署名・押印(または記名・押印)を行います。

議事録とは、議論した事項やその内容について記録した文書のことです。総会で何を議決したのかを記録しておくために、議事録を作成しなければなりません。

議事録には主に、次のようなことを記載します。

- ①日時 ②場所 ③出席者数 ④議事の経過概要及び議決の結果(○人中○人賛成等) ⑤議事録署名人の選任に関する事項 ⑥書類作成年月日(議事録を作成した日) ⑦議長及び議事録署名人の署名押印又は記名押印

(2) 総会議事録の作成例

第〇期通常総会議事録

特定非営利活動法人△〇川流域保全グループ

- 1 開催日時 平成〇年〇月〇日 △時△分～△時△分
- 2 開催場所 兵庫県△〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会館 〇〇会議室
- 3 正会員総数 〇人
- 4 出席者数 〇人(うち書面表決者〇人、表決委任者〇人)
- 5 審議事項

- 第1号議案 平成〇年度(第〇期)事業報告
- 第2号議案 平成〇年度(第〇期)会計報告
- 第3号議案 平成△年度(第△期)事業計画案
- 第4号議案 平成△年度(第△期)予算案
- 第5号議案 役員変更
- 第6号議案 定款変更

6 議事の経過の概要および議決の結果

定刻に至り、司会者□△五郎氏が開会を宣した。本日の出席者数の報告があり、定款〇条にもとづき総会が定足数を満たし成立したことが告げられた。

議長選任について諮ったところ、出席者全員の推薦により、〇〇太郎氏が選任された。続いて、議事録署名人について、〇△次郎氏と□〇三郎氏の〇名が選任され、いずれも異議なく承認された。

- 第1号議案 平成〇年度(第〇期)事業報告
- 第2号議案 平成〇年度(第〇期)会計報告

第1号議案及び第2号議案について、資料をもとに事務局△□〇子氏より説明された。続いて、監事の△〇花子氏より事業執行と会計報告が妥当である旨について報告がなされた。その後、議長が議場に対し、挙手による採決を求めたところ、過半数に達し、第1号議案及び第2号議案は承認可決された。

.....

第5号議案 役員変更

議長より、理事〇名、監事〇名全員は、平成〇年〇月〇日をもって役員任期が満了するので、改めて理事〇名、監事〇名の選任をしたい旨を述べ、原案のとおり候補者につき議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決し、〇名が再選され、就任を承諾した。

.....

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成〇年〇月〇日

議長 〇〇 太郎 ⑩
 議事録署名人 〇△ 次郎 ⑩
 同 □〇 三郎 ⑩